

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
--------------	-----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品等の安全性を確保すること
施策目標	1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
個別目標 1		食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進 ・食中毒危機管理対策の推進 ・BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施 ・輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導
個別目標 2		食品等に関する規格基準の設定を推進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブリスト制度導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定 ・食品添加物の指定 ・遺伝子組換え食品の国際規格の策定
個別目標 3		虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導
個別目標 4		リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること
		※重点評価課題（健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進 (主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。		
2 根拠法令等 ○食品衛生法（昭和22年法律第233号） ○健康増進法（平成14年法律第103号） ○と畜場法（昭和28年法律第114号）		

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号） ○食品安全基本法（平成15年法律第48号） ○食育基本法（平成17年法律第68号）	
主管部局・課室	医薬食品局食品安全部企画情報課、企画情報課国際食品室、企画情報課検疫所業務管理室、基準審査課、基準審査課新開発食品保健対策室、監視安全課、監視安全課輸入食品安全対策室
関係部局・課室	—

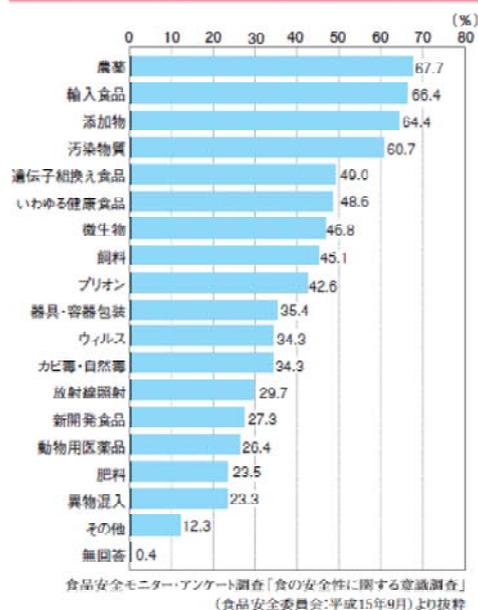
2. 現状分析

製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。

また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、食品による薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。

こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化され、食の安全への新たな取り組みが始まっていることを踏まえ、厚生労働省としては、引き続きリスク管理機関として、関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。

食品の安全性の観点からより不安を感じているもの



近年の食の安全・信頼等に関する主な出来事

年月	内容
平成8年5月	岡山県及び大阪府においてO157食中毒が発生。
平成11年5月	ベルギー油脂会社から供給された飼料原料用油脂にダイオキシンが混入し、ベルギー産鶏肉、鶏卵の需要に影響。
平成12年6月	大手乳業メーカー製低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生。
平成12年末～	ヨーロッパで牛海綿状脳症(BSE)の感染拡大。EU域内においても牛肉需要等に大きな影響。
平成13年9月	国内で初めてのBSE感染牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
平成13年12月	中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値(クロルピリホス等)を超過する事実が判明。
平成14年1月	中国産養殖エビから未認可の抗生物質が検出され、EUは食肉、海産物等を輸入禁止。
平成14年2月	大手食品メーカーによる牛肉の原産地等の不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
平成14年8月	無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32都県で農産物を回収、破棄。
平成15年5月	カナダにおいてBSEが発生。
平成15年12月	米国においてBSEが発生。
平成16年1月	国内で79年ぶりに高病原性トリインフルエンザが発生。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定(0~200%)。

	H15	H16	H17	H18	H19
1 大規模食中毒の発生件数(単位:件)	2 【158.3%】	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】

	(過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)					
2	モニタリング検査達成率(単位: %) (100%/毎年度)	104 【104.0%】	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】
3	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位: 品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-)	-	-	-	7 【-%】	29 【-%】
4	健康食品等に関する健康被害報告数(単位: 件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	89 【-%】	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【160.6%】
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位: %) (60%以上/平成22年度)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html ・指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html <p>※「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ・指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html ・指標5は、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたことを踏まえ、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。 						
施策目標の評価						
<p>【有効性の観点】</p> <p>自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を国民の健康の保護を図る上で効果的に実施している。</p> <p>ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。</p> <p>また、健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成14年から18年)の報告数の平均は76.2件であるが、平成19年には30件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及</p>						

啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者の三者間の意見交換会について計画を立て、全国で定期的に行っている。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。

【効率性の観点】

自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を効率的に実施している。

農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。

健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。

意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広く行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。

【総合的な評価】

大規模食中毒については、過去5年間（平成14年から18年）の平均件数は3.2件であるが、平成19年には5件発生している。これは、ノロウイルスによる食中毒が増加したこと等が原因と考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなればならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところである。

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。

なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向の変化等を考慮の上、モニタリング検査についてきめの細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成19年度には29農薬等の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	2 【158.3%】	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】
2	ピッシング(と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業)中止率(単位:%) (100%/平成20年度)	— 【-%】	28 【-%】	42 (17年9月末) 49 (18年2月末) 【-%】	60 (18年10月末) 70 (19年3月末) 【-%】	78 (19年10月末) 94 (20年3月末) 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html						
・指標2は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによる。なお、平成15年度以前は調査を行っていない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	104 【104.0%】	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/ysks18b.pdf						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	総合衛生管理製造過程承認取得施設件数(単位:件)	555	564	565	584	572
2	営業許可取得件数(単位:件)	2,657,717	2,637,897	2,641,865	2,672,437	集計中
3	営業の禁停止命令を受けた施設数(単位:件)	602	695	724	845	集計中
4	食品の収去件数(単位:件)	179,163	175,972	172,451	163,155	集計中
5	食品の違反件数(単位:件)	1,924	1,425	1,277	1,174	集計中
6	BSE検査頭数(単位:万頭)	125	127	123	122	123
7	BSE発生件数(単位:件)	3	3	5	3	1
8	食品等の輸入届出件数(単位:千件)	1,683	1,791	1,864	1,859	1,821
9	輸入重量(単位:千トン)	34	34	34	34	32

10	検査件数 (単位: 千件)	171	189	189	199	205
11	検査割合 (単位: %)	10.2	10.5	10.2	10.7	11.2
12	食品衛生法違反件数 (単位: 件)	1,430	1,143	935	1,530	1,223

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによるものであり、毎年度末現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/sougou-eisei/index.html>

・指標2、3、4及び5は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年1月に公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

・指標2及び3については、http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135926/HAR0290_001.html

・指標4及び5については、http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135937/HAR0400_001.html

・指標6及び7は、各都道府県等からの報告によるものであり、毎年度末現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

・指標8、9、10、11及び12は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年末現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/ysks18b.pdf>

個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

大規模食中毒については、平成19年は5件であり、過去5年間の発生件数の平均(3.2件)と同水準以下とはならなかった。原因施設は仕出屋(2件)、学校給食施設(1件)、刑務所の給食施設(1件)、広域流通食品の食品製造施設(1件)であった。件数が増加した原因としては、ノロウイルスによる食中毒事案が増加したこと等が考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生防止のための施策を適切に行っていくことが重要である。

なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならぬ食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところであり、引き続き、都道府県等の関係機関と情報集約・一元化体制の強化等の取組を実施していくことが重要である。

食品製造施設におけるHACCP方式(※)の導入により、食品製造過程の効果的・効率的な衛生管理が可能となることから、その更なる普及を図るため、引き続き、地方厚生局、都道府県等及び関係団体とも協力し、事業者に対しHACCPに関する知識及びHACCPの概念を取り入れた食品の製造過程についての承認制度の普及を図る必要がある。

※「HACCP方式」とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づき、製造行程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を作ることができるかという重要管理点を定め、これを連続して監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理手法である。

BSE対策については、ピッシングにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を

介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」（平成17年5月6日内閣府食品安全委員会）において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。

また、BSE検査を食肉処理時に行うことにより、BSE検査陽性牛由来の牛肉等が市場に流通することを防止することが可能であり、BSE対策が効率的・効果的に進められていると評価できる。

輸入食品の監視におけるモニタリング検査は、違反を効率的かつ的確に発見するために、統計学的に一定の信頼度で検出することが可能な検査件数を基本として、食品群ごとに過去の輸入実績や違反状況を勘案して策定された「モニタリング計画」に基づき行っている。

また、違反を発見した場合には、必要に応じて検査率を強化するとともに、違反の可能性が高いと見込まれるものについては、輸入の都度、検査を実施するなど効率的に取り組んでいる。

さらに、最新の検査機器の導入や、検査の外部委託などにより効率的に実施している。その結果、モニタリング検査達成率は平成14年度から100%を超えているところであり、輸入食品の安全性確保は効率的に行われていると評価できる。

なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向等を考慮の上、モニタリング検査についてきめ細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
平成19年度 予算額	8百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	食品製造施設や大量調理施設に対し、国際的にも導入が推進されているHACCP方式による総合衛生管理製造過程の適正な推進を行い、食品衛生のより一層の向上を図る。また、大量調理施設におけるHACCP方式による衛生管理の推進や、現行の施設基準の準則や総合衛生管理製造過程承認制度の点検、食品営業施設における食品衛生管理の状況について検証を行い、必要に応じて各事業者における自主的な衛生管理を向上させるためにどのような取り組みが必要かを検討する。
事務事業名	食中毒危機管理対策の推進
平成19年度 予算額	34百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	食品中の食中毒病因物質の汚染実態を把握し、その評価を行うとともに、国内で発生した食中毒事件の原因菌等を収集し、その性状や遺伝子分析を行うことにより、食中毒の発生の未然防止を図る。 また、大規模・広域食中毒発生時に国と自治体とが連携し、迅速な原因究明を行うことにより、食中毒の被害拡大防止を図る。
事務事業名	BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
平成19年度 予算額	2314百万円 ・21か月齢以上の牛のBSE検査キットに対する補助（補助割合：[国10/10]） ・20か月齢以下の牛のBSE検査キットに対する補助（補助割合：[国1/2]、[地方自治体1/2]） ・ピッシング中止関連設備に対する補助（補助割合：[国1/2]、[地方自治体1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 ()	
概要：地方自治体に実施が義務付けられている、21か月齢以上の牛等のBSE検査キットの整備に対して補助(補助率10/10)を行うとともに、地方自治体が自主的に行う20か月齢以下の牛のBSE検査キットの整備に対しても、平成20年7月末まで補助(補助率1/2)を行う。 また、と畜場が実施するピッシング中止関連設備の整備に対しても補助(補助率1/2)を行う。	
事務事業名	輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導
平成19年度 予算額	1,890百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要：増加する輸入食品の安全性確保のため、輸入食品等に対して国が行う監視指導の実施に関する輸入食品監視指導計画を定め、重点的、効率的かつ効果的に監視指導を行うとともに、輸入食品の過去の違反状況や危険情報等を踏まえ、高度な分析機器の拡充や検知方法の開発等により、検疫所が計画的に行うモニタリング検査を充実させる。	

個別目標2						
食品等に関する規格基準の策定を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/ー) ※施策目標に係る指標3と同じ	—	—	—	7 【—%】	29 【—%】
2	国際汎用添加物の指定品目数(単位:品目数) (国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定/ー)	—	2 【—%】	2 【—%】	3 【—%】	0 【—%】
3	遺伝子組換え食品の国際規格策定の進捗率(単位:%) ・組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン ・栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価の実施ガイドライン (規格案についてコーデックス総会までに正式採択/2009年のコーデックス総会まで)	—	—	—	50 【—%】	50 【—%】
		—	—	—	12.5 【—%】	50 【—%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。						
・指標2は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、初めて国際汎用						

添加物の指定が行われた平成16年度からのものである。

【参考】財団法人日本食品化学研究振興財団ホームページ

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/siryo-toriatukai>

※「国際汎用添加物」とは、国際的に安全性が確認されており、かつ、広く使用が認められている国際的に必要性が高いと考えられる添加物である。

- ・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室調べによるものであり、平成18年度のコーデックス総会において、これら規格の策定が新規作業として承認されたものである。

※「コーデックス総会」とは、昭和37年にFAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）がFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として合同で設立した国際政府間組織であるコーデックス委員会の総会であり、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、公正な食品貿易を確保することをその目的としている。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の多角的貿易協定の下で、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。

我が国は、昭和41年に加盟し、総会や各部会等への代表の派遣や、科学的なデータやコメントの提供など、コーデックス委員会の活動に積極的に取り組んでいる。

※コーデックス委員会の規格等を策定するには、通常以下の8つのステップが必要である。

Step1：コーデックス総会での新規作業開始の了承、Step2：規格原案作成、Step3：各国コメント提出、Step4：各部会で規格原案を検討、Step5：コーデックス総会で規格原案を予備採択、Step6：各国コメント提出、Step7：各部会で規格案を検討、Step8：コーデックス総会で正式採択

個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

農薬等の残留基準の見直しについては、平成19年度は、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされた29農薬等について、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、残留基準を設定し、告示したところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。

国際汎用添加物の指定については、平成19年度は0件であったが、これは内閣府食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果が同年度後半に通知されてきた品目が多くあったことや、この結果を踏まえた薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会における審議において、当初の案からの規格基準の変更等があったことに伴い再度、内閣府食品安全委員会に評価を求める必要性が生じたことなど、通常の場合に比べ審議終了までに時間を要したことによるものである。

しかしながら、同年度中に19品目については、同部会における審議を終了し、そのうち6品目については、平成20年4月に指定の 절차를終了したところである。また、残り13品目についても指定に向けて所要の進められているところである。

なお、現在、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価が終了した20品目について、同審議会において審議中であり、目標の達成に向けた取り組みが進んでいると評価できる。

遺伝子組換え食品の国際規格の策定については、「組換えDNA動物由来食品」及び「栄養改変した組換えDNA植物由来食品」の安全性評価のガイドライン等を平成21年度までに策定するため、我が国において特別部会を開催しているが、平成19年度においては、各規格案ともステップ4まで進んだところである。

なお、「組換えDNA動物由来食品」については、平成18年度において、概ねステップ5で合意できるレベルに達していたものの、一部の条項について再度検討することが必要とされたことから、平成19年度においてもステップ4に留められているものである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名：ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定

平成19年度：502百万円

予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所、都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 ()	
概要：ポジティブリスト制度の導入に際し、新たに残留基準を設定した758農薬等については、その基準が国際基準等を基に作成された暫定的な基準であり、当該農薬等の試験法が未整備である場合があることから、これらの農薬等についての分析法を開発するとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に向けて、一斉分析法の整備を進める。 また、これらの農薬等について内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するに当たり必要な情報を収集するとともに、わが国における食生活において摂取すると考えられる農薬等の量の調査や、加工食品に含まれる農薬等の調査など、本制度の円滑な推進にあたり必要な調査を行う。	
事務事業名	食品添加物の指定
平成19年度 予算額	91百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要：国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物に関する使用実態や安全性に係る情報の収集や規格の検討などを行い、食品添加物の指定に必要な調査研究を行う。	
事務事業名	遺伝子組換え食品の国際規格の策定
平成19年度 予算額	34百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要：遺伝子組換え食品の安全性に関する国際規格の策定において、我が国が中心的な役割を果たすべく、「バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議費」を予算措置し、コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会（T F F B T）の議長国を務め、各規格案について2009年のコーデックス総会までに規格案の正式採択を目指している。	

個別目標3						
虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができただかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定（0～200%）。						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	健康食品等に関する健康被害報告数（単位：件） （過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度） ※施策目標に係る指標4と同じ	89 【-%】	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【160.6%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/jirei/030530-1.html						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になる。						
平成19年の健康食品等に関する健康被害報告数は30件であるが、過去5年間（平						

成14年から18年)の報告数の平均(76.2件)を大きく下回り、目標を達成している。

また、健康被害報告については保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことにより迅速かつ効率的な報告が行われている。

全体として、健康被害報告件数も減少傾向で推移しており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導
平成19年度 予 算 額	7百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：虚偽誇大広告による健康被害の発生や、当該広告等により消費者が適切な診療機会を逃す等の事態を防止するため、消費者や健康食品製造業者等に対して虚偽誇大広告等禁止制度の周知徹底や不適正表示の改善のための啓発指導を行う。	

個別目標4						
リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位：%) (60%以上/平成22年度) ※施策目標に係る指標5と同じ	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたことを踏まえ、平成21年度頃に内閣府食育推進室が別途調査を行う予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
2	3府省(食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省)による意見交換会 ・開催回数(単位：回) (一) ・参加者数(単位：人) (一)	32 【-%】	55 【-%】	65 【-%】	68 【-%】	26 【-%】
		4,911 【-%】	8,507 【-%】	10,484 【-%】	12,896 【-%】	2,434 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課調べによる。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	「健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選んだ方がよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思うか」という設問に対し、「十分にあると思う」又は「ある程度	-	-	45.7	66.4	-

あると思う」と回答した者の割合 (単位：%)				
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)によるが、同調査における同設問は平成17、18年度に限ったものであるため、平成19年度及び平成16年度以前は把握していない。				
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)				
<p>毎年度リスクコミュニケーション(意見交換会)事業運営計画を策定し、当該計画に基づく取組を進めている。意見交換会は国民の関心が高いテーマを中心に3府省が連携して全国各地で開催している。</p> <p>平成19年度においては、平成18年度以前に比べ、意見交換会の開催回数及び参加者数が大きく減少しているが、これは、平成18年度以前は、米国産牛肉問題が要因となり、定例の意見交換会に加えて緊急の意見交換会を多く実施したことによるものである。</p> <p>意見交換会では、多くの国民に対して食品安全に関する施策の情報提供が行われ、多くの国民より意見を聴取することができたものとして評価できる。また、意見交換会開催後には、資料や議事録等を厚生労働省ホームページに掲載し、さらに多くの国民が意見交換会に関する情報にアクセスできるよう配慮してきたところである。</p> <p>なお、意見交換会に関する情報だけではなく、食品の安全に関する様々な情報を、厚生労働省ホームページを通して分かりやすく国民に情報提供するよう努めるほか、食品の安全に関するパンフレットや教育用資料を作成し、自治体等を通じて幅広く配布し、食品安全の普及啓発にも努めている。</p> <p>こうした取組により、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>今後とも、行政、消費者、事業者の三者間のリスクコミュニケーションを通じて、食品の安全性についての相互理解を深めていく必要がある。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p>				
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要				
事務事業名	リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施			
平成19年度 予算額	23百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()			
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()			
概要	各年度毎にリスクコミュニケーション事業運営計画を策定し、それに基づき、意見交換会の開催や、厚生労働省ホームページの充実等食品安全に関する情報提供に努め、行政、消費者、事業者という三者間におけるリスクコミュニケーションを推進する。			

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 43.8%
指標 2	目標達成率 103.0%
指標 3	目標達成率 -%
指標 4	目標達成率 160.6%
指標 5	目標達成率 -%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 3 は、農薬等の残留基準の見直しについては、その前提となる内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の進捗状況とも関連してくることから、目標の達成時期を設定していないため。 ・指標 5 は、目標の達成時期が平成 22 年度であるため。 	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	
ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか 1 つに○)	
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
(ロ) 見直しを行わず引き続き実施	
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)	
(理由)	
<p>施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られているとともに、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。</p> <p>また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。</p> <p>更に、定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保することから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。</p>	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(個別目標に係る指標)	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)
○食品衛生法の一部を改正する法律の運用に関する件(平成 14 年 7 月 19 日、第 154 回国会衆議院厚生労働委員会)
・「検疫所及び保健所等における食品衛生監視員の増員、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。」
○食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成 15 年 5 月 22 日、第 156 回国会参議院厚生労働委員会)
・「食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。」
②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
○輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(平成 2

0年5月)

- ・「モニタリング検査の適正な実施を図るため、
 - i) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定、検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。
 - ii) また、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策並びに効率的、効果的な検査の実施方法について検討するとともに、これらの検討の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。」

④会計検査院による指摘
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
健康食品については、「健康食品」の安全性確保に関する検討会（平成19年7月～）及び特別用途食品制度のあり方に関する検討会（平成19年11月～）を開催し、学識経験者、業界関係者等の知見をもとに検討が行われているところである。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。